

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

パーフェクトテキスト〈2023年度版〉

(2023年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 講義使用教材)

(2023/06/13 現在)

2023年度合格目標 合格講座本論編等の講義使用教材である「2023年度版 パーフェクトテキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- ・ 2022/10/17 更新分… p. 1
 - ・ 2022/11/07 更新分… p. 2～4
 - ・ 2022/12/12 更新分… p. 5～8
 - ・ 2023/01/23 更新分… p. 9
 - ・ 2023/01/30 更新分… p. 10～12
 - ・ 2023/02/13 更新分… p. 13～15
 - ・ 2023/02/28 更新分… p. 16
 - ・ 2023/04/24 更新分… p. 17～38
 - ・ 2023/05/30 更新分… p. 39
 - ・ 2023/06/13 更新分… p. 40～41
-

【2022/10/17 更新分】

労働基準法（【第1版】RU23030／【第2版】RU23040）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
訂正	P98 (参考) 労働時間の限度に関する労使協定（法32条の3第3項、平30.9.7基発0907第1号ほか） 本文 7行目（計算式）	※下記の計算式に差し替え	

$$8 \text{ 時間} \times \text{清算期間における所定労働日数} \div \left(\frac{\text{清算期間における暦日数}}{7} \right)$$

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P142 (参考) 副業・兼業の場合における労働時間の通算（令2.9.1.基発0901第3号） 本文 6つ目の「・」 6行目（計算式）	…、自ら労働させた時間にていて、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。	…、自ら労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。

【2022/11/07 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU23032)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P92 【介護補償給付の額】 ☒	※下図に差し替え（下線部が訂正部分）

【介護補償給付の額】

5月15日から9月10日まで常時介護の場合

		支給すべき 事由が生じた月				
		↓				
		5月	6月	7月	8月	9月
①	→	実費支給（ただし上限額は171,650円）				
②(a)	→	実費支給	最低保障額の75,290円支給			
②(b)	→	不支給	最低保障額の75,290円支給			

雇用保険法 (RU23033)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P8 頁中部 2つ目の 参考 本文1行目	・前記⑦ (b) については、特に①始業及び終業の時刻、…	・前記⑨ (b) については、特に①始業及び終業の時刻、…
訂正	P12 頁上部 1つ目の 参考 31日以上雇用されることが見込まれる場合 (行政手引 20303) 1つ目の「・」 1行目	・31日未満の期間を定めて雇用される場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、被保険者となる。	・31日未満の期間を定めて雇用される場合であっても、 <u>次のいずれにも該当する場合を除き、31日以上雇用されることが見込まれるものとして</u> 、被保険者となる。
訂正	P222 1つ目の 参考 資料の提供等 (法 77 条の 2) 2つ目の「・」 1行目	…又は公私の団体は、できるだけその <u>求め</u> に <u>応</u> じなければならない。	…又は公私の団体は、できるだけその <u>求め</u> に <u>応</u> じなければならない。

労働保険徴収法 (RU23034)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P43 ■ 4 雇用保険 (法 12 条 4 項ほか) 本文 2 行目	…、令和 3 年 4 月 1 日から 1 年間については、次表のとおりである。	…、令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間については、次表のとおりである。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P43 【令和 4 年度後期の雇用保険率】 表	※下表に差し替え (下線部が訂正部分)	

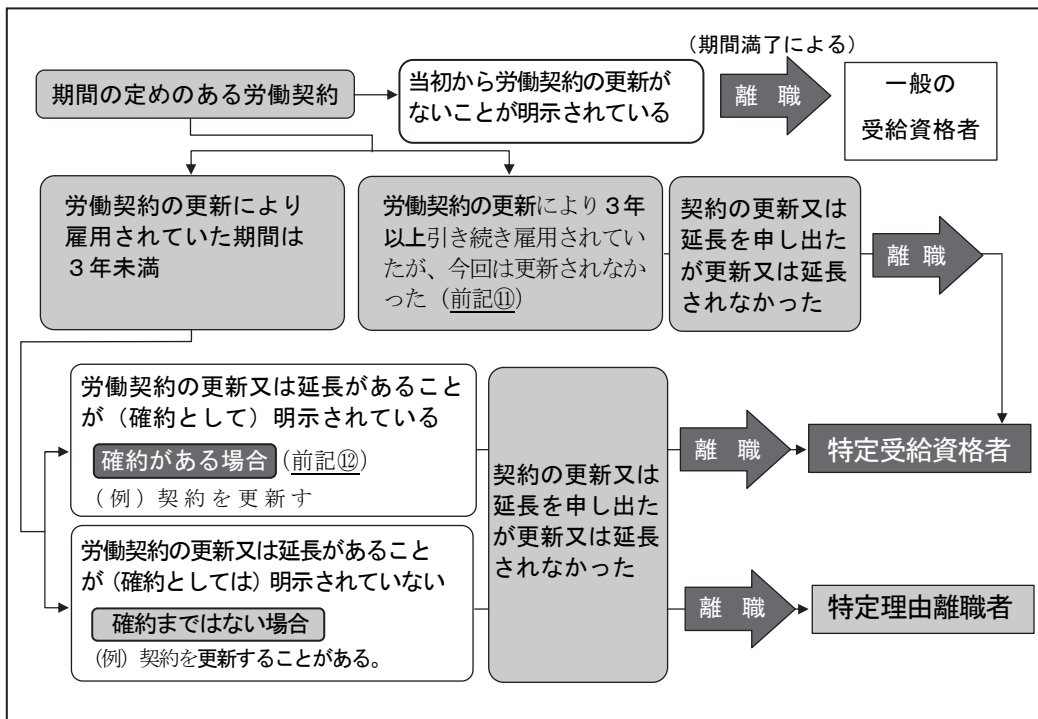
【令和 4 年度後期の雇用保険率】

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間 (後期) の雇用保険率			
事業の種類		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000 分の 13.5	1,000 分の 8.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 5
農林水産業 清酒製造業 等	1,000 分の 15.5	1,000 分の 9.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 6
建設の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 10.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 6

【2022/12/12 更新分】

雇用保険法 (RU23033)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P57 Point 図	※下図に差し替え（下線部が訂正部分）



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P76 1行目	ただし、算定基礎期間の算定に当たっては、次の①～③に掲げる期間は通算されない。	ただし、算定基礎期間の算定に当たっては、次の①～④に掲げる期間は通算されない。
訂正	P79 ④参考 1つ目の「・」 (イ)	(イ) 常時本人の介護を必要とする場合の親族の <u>介護</u> 及び負傷し、又は病気にかかった小学校就学の始期に達するまでの子の <u>介護</u>	(イ) 常時本人の介護を必要とする場合の親族の <u>疾病、負傷若しくは老衰又は障害者の看護</u> 及び負傷し、又は病気にかかった小学校就学の始期に達するまでの子の <u>看護</u>
訂正	P89 1行目 (タイトル)	〔5〕 延長給付に関する調整(法 28 条 1 項～3 項、法附則 5 条 4 項)	〔6〕 延長給付に関する調整(法 28 条 1 項～3 項、法附則 5 条 4 項)
訂正	P91 1行目 (タイトル)	■13 給付制限 (法 32 条～34 条)	■14 給付制限 (法 32 条～34 条)
訂正	P188 ④Point 育児休業 (則 101 条の 22) ④	④原則として、次の(a)～(c)のいずれかに該当することとなった日後の休業でないこと	④原則として、次の(a)～(e)のいずれかに該当することとなった日後の休業でないこと

労働保険徴収法 (RU23034)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P38 1つ目の 参考 ①	①継続事業（一括有期除業を含む）の場合	①継続事業（一括有期事業を含む）の場合
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
訂正	P78 参考 2つ目の「・」	※下図に差し替え（下線部が訂正部分）	

- ・ 所轄労働基準監督署長を経由できない事業（前述の概算保険料の申告・納付先の表の右欄）の場合には、納付すべき確定保険料がない場合の一般保険料及び特別加入保険料に係る**確定保険料申告書**及び**口座振替納付**の場合の一般保険料に係る**確定保険料申告書**については、日本銀行を経由することはできず、直接、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

健康保険法 (RU23036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P31 Point 法律又は会計に係る業務を行う事業（令1条ほか） 本文2行目	…、 <u>沖縄弁護士、弁理士</u> ）が法令の規定に基づき行うこととされている 法律又は会計に係る業務 を行う事業が適用事業として追加された。	…、 <u>沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士</u> ）が法令の規定に基づき行うこととされている 法律又は会計に係る業務 を行う事業が適用事業として追加された。

【2023/01/23 更新分】

労働基準法（【第1版】RU22030／【第2版】RU23040）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P161 前頁から続く〔2〕決議事項（法41条の2第1項、則34条の2） ⑩	⑩上記①～⑥に掲げるもののほか、…	⑩上記①～⑨に掲げるもののほか、…

雇用保険法 (RU23033)

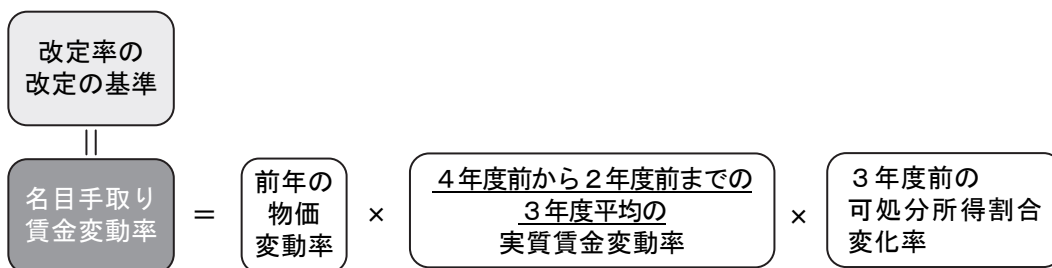
	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P142 ⑬	※140頁の⑬と重複しているため全文削除

【2023/01/30 更新分】

国民年金法 (RU23037)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P149 上から3行目	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に、 <u>3年度前の実質賃金変動率</u> 及び3年度前の可処分所得割合変化率を乗じて得た額をいう。	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に、 <u>4年度前から2年度前までの3年度平均の実質賃金変動率</u> 及び3年度前の可処分所得割合変化率を乗じて得た額をいう。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P149 【改定率の改定の基準】 図	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

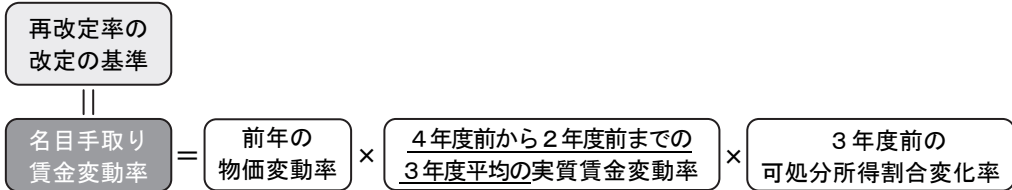
【改定率の改定の基準】



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P173 Point 保険料改定率 (法 87 条 5 項) 2 つ目の「・」 2 行目	・「名目賃金変動率」とは、「当該年度の初日の属する年の前々年（2 年前）の物価変動率」に「当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率」を乗じて得た率をいう。	・「名目賃金変動率」とは、「当該年度の初日の属する年の前々年（2 年前）の物価変動率」に「当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（5 年前から 3 年前のもの 3 年平均）」を乗じて得た率をいう。

厚生年金保険法 (RU23038)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P212 〔1〕再評価率の改訂 (法43条の2) 本文 4行目	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に <u>3年度前の実質賃金変動率</u> 及び3年度前の可処分所得割合変動率を乗じて得た率をいう。	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に <u>4年度前から2年度前までの3年度平均の実質賃金変動率</u> 及び3年度前の可処分所得割合変動率を乗じて得た率をいう。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P212 〔1〕再評価率の改訂 (法43条の2) ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	



【2023/02/13 更新分】

労働一般常識 (RU23035)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P148 上から1行目	派遣先が、 <u>違法である</u> と知りながら、 <u>所定の</u> <u>違法な派遣受け入れを</u> <u>行った場合には、…</u>	派遣先が、 <u>所定の違法</u> <u>な派遣受け入れを行っ</u> <u>た場合には、…</u>

健康保険法 (RU23036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P166 〔1〕出産育児一時金 (法101条、令36条 ほか) 本文 1行目・2行目・3行目	…、1児につき <u>40万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>40 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>42万 円</u>)) を支給する。	…、1児につき <u>48万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>48 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>50万 円</u>)) を支給する。
改正	P170 ■2 家族出産育児 一時金(法114条、令 36条) 条文 (法114条、令36条) 2行目・3行目	…、1児につき <u>40万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>40 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>42万 円</u>)) を支給する。	…、1児につき <u>48万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>48 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>50万 円</u>)) を支給する。
改正	P206 〔1〕出産育児一時金 (法137条) 本文 3行目・4行目	…、出産育児一時金とし て1児につき <u>40万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>40 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>42万 円</u>)) が支給される。	…、出産育児一時金とし て1児につき <u>48万8千 円</u> (一定の場合には、 <u>48 万8千円</u> に3万円を超え ない範囲内で保険者が定 める金額(1万2千円) を加算した金額(<u>50万 円</u>)) が支給される。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P206 〔2〕家族出産育児一時金（法144条）	…、家族出産育児一時金として1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>42万円</u> ））が支給される。	…、家族出産育児一時金として1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>50万円</u> ））が支給される。

【2023/02/28 更新分】

雇用保険法 (RU23033)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P46 ページ下部 ② 2行目	…の2年前の日（特例対象者（前記第1章総則■ <u>9</u> 確認制度〔3〕被保険者証の再交付の後の <u>1</u> つ目の Point 参照）については、…	…の2年前の日（特例対象者（前記第1章総則■ <u>10</u> 確認制度〔1〕確認の後の <u>3</u> つ目の Point 参照）については、…

健康保険法 (RU23036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P178 Point 国民健康保険の出産育児一時金との選択（平 23.6.3 保発 0603 第2号ほか） 本文 2行目	…、当該国民健康保険においても <u>出産育児一金</u> の支給を受けることができる場合には、…	…、当該国民健康保険においても <u>出産育児一時金</u> の支給を受けることができる場合には、…

【2023/04/24 更新分】

労働基準法（【第1版】RU23030／【第2版】RU23040）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P70 【通貨払いの原則と例外】 例外の③	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

③厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合

*労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。ただし、下記表の③に掲げる方法による場合には、当該労働者が下記表の①又は②に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、一定の要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない（則7条の2）。

賃金の支払方法	厚生労働省令で定める賃金	
	(a) 通常の賃金	(b) 退職手当
①労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み	○	○
②労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金（一定のものに限る）への払込み	○	○
③資金決済法に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者であって、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動	○	○
④金融機関を支払人とする小切手の交付	×	○
⑤金融機関が支払保証した小切手の交付	×	○
⑥いわゆる郵便為替の交付	×	○

労働安全衛生法 (RU23031)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P68 〔2〕特定危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の文書の交付等 本文	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

〔2〕特定危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の文書の交付等

特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する所定の事項を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者へ通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

労働者災害補償保険法 (RU23032)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 〔2〕介護補償給付の額（法 19 条の 2、則 18 条の 3 の 4） 本文①及び②	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

①その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（②の場合を除く）

→ その月において介護に要する費用として支出された費用の額
（上限 172,550 円（随時介護の場合 86,280 円））

	常時介護	随時介護
原則	実費	実費
上限額	<u>172,550 円</u>	<u>86,280 円</u>

②その月における介護に要する費用の支出に関して、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（支給すべき事由が生じた月を除く）

(a) 介護に要する費用として支出された費用の額が 77,890 円（随時介護の場合 38,900 円）に満たない場合

(b) 介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合

→ 77,890 円（随時介護の場合 38,900 円）

	常時介護	随時介護
最低保障額	<u>77,890 円</u>	<u>38,900 円</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P92 1つ目の「Point」の 2つ目の「・」	…、 <u>75,290円</u> （随時介護 の場合 <u>37,600円</u> ）の最低 保障はない。	…、 <u>77,890円</u> （随時介護 の場合 <u>38,900円</u> ）の最低 保障はない。
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P92 【介護補償給付の額】 ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

【介護補償給付の額】

5月15日から9月10日まで常時介護の場合

		支給すべき 事由が生じた月				
		↓				
		5月	6月	7月	8月	9月
①	→	実費支給（ただし上限額は <u>172,550円</u> ）				
②(a)	→	実費支給	最低保障額の <u>77,890円</u> 支給			
②(b)	→	不支給	最低保障額の <u>77,890円</u> 支給			

雇用保険法 (RU23033)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P60 ■ 4 受給資格の決定（法 15 条 2 項、則 19 条） 本文 4～7 行目	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

離職票の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、離職票を提出した者が、基本手当の受給資格の規定に該当すると認めたときは、**失業の認定日**を定め、その者に知らせるとともに、雇用保険受給資格者証（個人番号カードを提示して離職票を提出した者であつて、雇用保険受給資格通知（以下、「受給資格通知」という）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載したうえ、交付しなければならない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P61 上から 1～3 行目	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、指定された**失業の認定日**に、管轄公共職業安定所に出頭し、**失業認定申告書**に受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）提出した上、**職業の紹介**を求めなければならない。

労働保険徴収法 (RU23034)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P43 ■ 4 雇用保険率（法 12条4項ほか）	<p>【令和4年度後期の雇用保険率】の下に下記【令和5年度の雇用保険率】を追加※</p> <p>※【令和4年度前記の雇用保険率】及び【令和4年度後期の雇用保険率】は確定保険料の算定に用いるため削除はしないでください。</p>

【令和5年度の雇用保険率】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の雇用保険率			
事業の種類		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の9.5 (1,000分の3.5)	1,000分の6
農林水産業 清酒製造業 等	1,000分の17.5	1,000分の10.5 (1,000分の3.5)	1,000分の7
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の11.5 (1,000分の4.5)	1,000分の7

労働一般常識 (RU23035)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P169 【障害者雇用納付金 及び障害者雇用調整 金】表	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

【障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金】

名称	対象事業主	金額
障害者雇用 納付金	常時 100 人を超える労働者を 雇用している事業主（特殊法人 を除く）であって、法定雇用障 害者数を達成していないもの	不足人数 1 人につき月額 5 万円
障害者雇用 調整金	常時 100 人を超える労働者を 雇用している事業主（特殊法 人を除く）であって、法定雇 用障害者数を超える数の障 害者を雇用しているもの	超過人数 1 人につき <u>月額 2 万 9 千円</u> <u>(※令和 4 年度の年度分までは、月額 2 万 7 千円)</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P207 〔5〕欠格事由（法5条） 条文 ⑧の直下	※⑧の直下に下記⑨を追加	

⑨税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	訂正後
改正	P210 〔4〕登録拒否事由（法14条の7） 条文 1行目	次の①～④のいずれかに該当する者は、…	次の①～⑤のいずれかに該当する者は、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P210 〔4〕登録拒否事由（法14条の7） 条文 ①と②の間	※①の直下に下記②を追加し、元の②～④の番号を③～⑤に振り直してください。	

②税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

健康保険法 (RU23036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P94 ④再交付の方法（則 49条5項・6項） 本文3行目	…、事業主を経由することを要しないものと <u>さ</u> ている。	…、事業主を経由することを要しないものと <u>され</u> ている。

国民年金法 (RU23037)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P149 参考 令和4年度の改定率	※下記「 参考 令和5年度の改定率」に差し替え

参考 令和5年度の改定率

- 令和5年度の改定率の改定については、令和4年の物価変動率がプラス2.5%の1.025、令和4年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス2.8%の1.028となったため、名目手取り賃金変動率が用いられたが、後述の「**6** 調整期間における改定率の改定の特例〔1〕調整期間における改定率の改定の特例（法27条の4）」が適用されるため、改定率は、算出率を基準として改定され、1.018とされた。

$$\text{令和5年度の改定率 (1.018)} = \text{令和4年度の改定率 (0.996)} \times \text{算出率 (1.022)}$$

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P150 参考 令和4年度の基準年度以後改定率	※下記「 参考 令和5年度の基準年度以後改定率」に差し替え

参考 令和5年度の基準年度以後改定率

- 令和5年度の基準年度以後改定率の改定については、令和4年の物価変動率がプラス2.5%の1.025、令和4年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス2.8%の1.028となったため、物価変動率が用いられたが、後述の「**6** 調整期間における改定率の改定の特例〔2〕調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例（法27条の5）」が適用されるため、基準年度以後改定率は、基準年度以後算出率を基準として改定され、1.015とされた。

$$\text{令和5年度の基準年度以後改定率 (1.015)}$$

$$= \text{令和4年度の基準年度以後改定率 (0.996)} \times \text{基準年度以後算出率 (1.019)}$$

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P155 参考 特別調整率（法 27 条の 4 第 3 項） 3 つ目の「・」	※下記に差し替え

・令和 5 年度における改定率の改定において、令和 5 年度の調整及び令和 4 年度の未調整分がすべて調整された。令和 5 年度の特別調整率は、「1」（下記計算式を参照）となり、未調整分はないため、令和 6 年度においては、未調整分の繰越調整はない。

$$\text{令和 4 年度の特別調整率 (0.997)} \times \text{特別調整率の改定基準 (原則)} \times \approx 1$$

$$\text{※特別調整率の改定基準 (原則)} = \text{名目手取り賃金変動率 (1.028)} \times \text{調整率 (0.997)} \div \text{算出率 (1.022)}$$

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P157 前ページから続く 参考 基準年度以後特別調整率（法 27 条の 5 第 3 項） の 4 つ目の「・」	※下記に差し替え

・令和 5 年度における基準年度以後改定率の改定において、令和 5 年度の調整及び令和 4 年度の未調整分がすべて調整された。令和 5 年度の基準年度以後特別調整率は、「1」（下記計算式を参照）となり、未調整分はないため、令和 6 年度においては、未調整分の繰越調整はない。

$$\text{令和 4 年度の基準年度以後特別調整率 (0.997)} \times \text{基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則)} \times \approx 1$$

$$\text{※基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則)}$$

$$= \text{物価変動率 (1.025)} \times \text{調整率 (0.997)} \div \text{基準年度以後算出率 (1.019)}$$

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P157 頁下段の2つの(参考)	※下記に差し替え

参考

・既規裁定者に係る令和5年度における基準年度以後改定率の改定については、物価変動率及び名目手取り賃金変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回ったため、前記(2)の例外ではなく、前記(1)の原則が適用され、基準年度以後算出率を基準として改定された。

参考 令和5年度の改定率・基準年度以後改定率について

・令和4年の全国消費者物価指数の対前年変動率がプラス2.5%、令和4年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス2.8%となったため、令和5年度については、改定率は算出率を基準として改定され、基準年度以後改定率は基準年度以後算出率を基準として改定された。

※令和5年度の改定率(1.018) = 令和4年度の改定率(0.996) × 算出率(1.022)

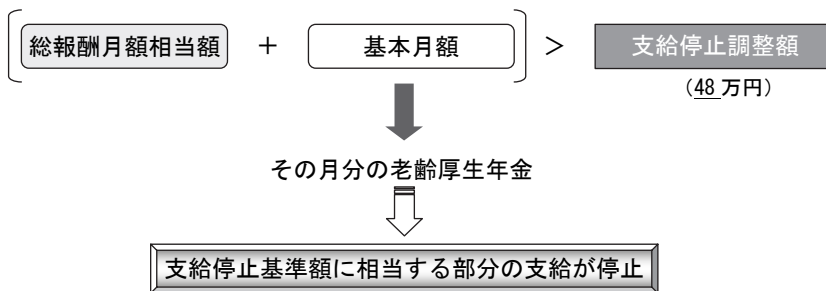
※令和5年度の基準年度以後改定率(1.015)

= 令和4年度の基準年度以後改定率(0.996) × 基準年度以後算出率(1.019)

厚生年金保険法 (RU23038)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P117 【60歳台前半の在職老齢年金のしくみ】 ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

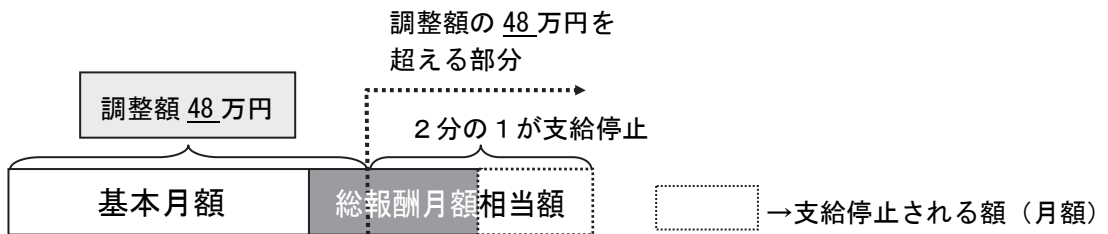
【60歳台前半の在職老齢年金のしくみ】



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P120 【60歳台前半の在職老 齢年金のイメージ】 ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

【60歳台前半の在職老齢年金のイメージ】

調整額 = 支給停止調整額（令和5年度は48万円）



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P120 ●Point 支給停止基準額 本文	・令和4年度における支給停止基準額は「 <u>47万円</u> 」とされている。	・令和5年度における支給停止基準額は「 <u>48万円</u> 」とされている。
改正	P145 ●Point 支給停止基準額 本文	・令和4年度における支給停止基準額は「 <u>47万円</u> 」とされている。	・令和5年度における支給停止基準額は「 <u>48万円</u> 」とされている。
訂正	P155 ●参考 1行目	・ <u>老齢若しくは退職又は障害</u> を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、…	・ <u>障害</u> を支給事由とする給付であって政令で定めるものについては、…

社会保険一般常識 (RU23039)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P33 Point 2つ目の「・」	・後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>20万円</u> を超えることができない（令29条の7第3項8号）。	・後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>22万円</u> を超えることができない（令29条の7第3項8号）。
改正	P118 〔1〕出産育児一時金（法73条1項、令7条ほか） 2行目・3行目・4行目	…、1児につき <u>40万8千円</u> （産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で協会が定める金額（ <u>1万2千円</u> ）を加算した金額である <u>42万円</u> ）が支給される。	…、1児につき <u>48万8千円</u> （産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で協会が定める金額（ <u>1万2千円</u> ）を加算した金額である <u>50万円</u> ）が支給される。
改正	P118 〔3〕家族出産育児一時金（法81条、令7条） 2行目・3行目	…、1児につき <u>40万8千円</u> （産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で協会が定める金額（ <u>1万2千円</u> ）を加算した金額である <u>42万円</u> ）が支給される。	…、1児につき <u>48万8千円</u> （産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で協会が定める金額（ <u>1万2千円</u> ）を加算した金額である <u>50万円</u> ）が支給される。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P204 〔2〕老齢年金生活者 支援給付金の額（法3 条、法4条、法附則7 条ほか） ①保険料納付済期間 に基づく額 本文 1行目	給付基準額（令和4年度 価額： <u>5,020円</u> ）に、…	給付基準額（令和5年度 価額： <u>5,140円</u> ）に、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P205 【老齢年金生活者支援 給付金の額（月額）令 和4年度価額】 ①保険料納付済期間に 基づく額 ㊦	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

①保険料納付済期間に基づく額

$$\text{給付基準額 } \underline{5,140 \text{ 円}} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{480}$$

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P205 例 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除 期間 240 月の場合にお ける老齢年金生活者支 援給付金（月額）	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

例 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除期間 240 月、新規裁定者の場合における老齢年金生活者支援給付金（月額）

令和 5 年度価額の新規裁定者の老齢年金生活者支援給付金（月額）＝①＋②＝6,806 円

①5,140 円 × 120 / 480 = 1,285 円

②795,000 円 (780,900 円 × 1.018) × 240 月 × 1/6 ÷ 480 × 1/12 ÷ 5,521 円

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P206 参考 1 つ目の「・」 1 行目	・前記①の「給付基準額 (令和 <u>4</u> 年度価額: <u>5,020</u> 円)」については、…	・前記①の「給付基準額 (令和 <u>5</u> 年度価額: <u>5,140</u> 円)」については、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P209 【補足的老齢年金生活者支援給付金の額（月額）令和4年度価額】 ①保険料納付済期間に基づく額 ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

①保険料納付済期間に基づく額

$$\text{給付基準額 } \underline{5,140 \text{ 円}} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{480}$$

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P210 1行目	※給付基準額（令和 <u>4</u> 年度価額： <u>5,020</u> 円）については、…	※給付基準額（令和 <u>5</u> 年度価額： <u>5,140</u> 円）については、…

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P210 ㊦ 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除 期間 240 月、前年所得 額 841,200 円の場合に おける補足的老齢年金 生活者支援給付金（月 額）	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

㊦ 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除期間 240 月、前年所得額 841,200 円の場合における補足的老齢年金生活者支援給付金（月額）

令和 5 年度価格の補足的老齢年金生活者支援給付金（月額）

$$= \text{保険料納付済期間に基づく額 (1,285 円)} \times \text{調整支給率 (0.4)} = \underline{514 \text{ 円}}$$

①保険料納付済期間に基づく額

$$= 5,140 \text{ 円} \times 120/480 = \underline{1,285 \text{ 円}}$$

②調整支給率 = (881,200 円 - 841,200 円) ÷ (881,200 円 - 781,200 円)

$$= 40,000 \text{ 円} \div 100,000 \text{ 円} = 0.4$$

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P212 【障害年金生活者支援給付金の額（月額）令和4年度価額】	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

【障害年金生活者支援給付金の額（月額）令和5年度価額】

- ・ 障害等級2級 → 給付基準額（5,140円）
- ・ 障害等級1級 → 給付基準額（5,140円） × 100分の125 = 6,425円

※給付基準額（令和5年度価額：5,140円）については、原則として、毎年度、物価変動に応じて改定される（■2 老齢年金生活者支援給付金〔2〕老齢年金生活者支援給付金の額の **参考** を参照）。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P214 〔2〕遺族年金生活者支援給付金の額（法21条） 本文 2行目・3行目	…、給付基準額（令和4年度価額： <u>5,020円</u> ）とする。 ※給付基準額（令和4年度価額： <u>5,020円</u> ）については、…	…、給付基準額（令和5年度価額： <u>5,140円</u> ）とする。 ※給付基準額（令和5年度価額： <u>5,140円</u> ）については、…
改正	P214 Point 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合（法21条2項） 本文 2行目	…、給付基準額（令和4年度価額： <u>5,020円</u> ）をその子の数で除して得た額（1年未満四捨五入）とされている。	…、給付基準額（令和5年度価額： <u>5,140円</u> ）をその子の数で除して得た額（1年未満四捨五入）とされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P216 【年金生活者支援給付金のまとめ】表 「老齢年金生活者給付金」の「給付額(月額)」の①	① 給付基準額(5,020円) × 保険料納付済期間の月数 ÷ 480	① 給付基準額(5,140円) × 保険料納付済期間の月数 ÷ 480
改正	P217 【年金生活者支援給付金のまとめ】表 「その他の事項」の2つ目の「・」	・給付基準額(令和4年度価額: 5,020円)は全国消費者物価指数に応じて毎年度改定される	・給付基準額(令和5年度価額: 5,140円)は全国消費者物価指数に応じて毎年度改定される

【2023/05/30 更新分】

厚生年金保険法 (RU23038)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P175 上から5行目	…、80万円（妻の老齢厚生年金の額）に相当する部分の <u>遺族厚生年金が</u> 支給停止となるため、…	…、80万円（妻の老齢厚生年金の額）に相当する部分の <u>遺族厚生年金が</u> 支給停止となるため、…

【2023/06/13 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU23032)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P7 1つ目の Point の 1つ目の「・」	・労災保険は、 <u>事業所単位</u> で適用される。	・労災保険は、 <u>事業単位</u> で適用される。

労働保険徴収法 (RU23034)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P49 参考 令和5年度の 概算保険料（令4年法 附則11条の2、令4則 附則9条ほか）	※項目ごと全削除
改正	P51 参考 令和4年度の 概算保険料（法15条2 項ほか）	※項目ごと全削除

社会保険一般常識 (RU23039)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P60 Point 上記表②を適用しない者（令7条3項） 1つ目の「・」 1行目	・「 <u>一定所得以上者</u> 」とは、…	・「 <u>一定以上所得者</u> 」とは、…

以上